

**第36回基本計画策定・推進専門委員等会議
事前通告質問一覧**

担当府省庁	府省庁別番号	質問・意見等	構成員	施策番号	備考
警察庁	1	ウェブサイトという表現とホームページという表現が混ざって使われているので、（ウェブサイト）に統一した方がよいのではないか。	太田構成員	37 74 139 (214) 179 239 247 254	
警察庁	2	「カウンセラーの確実な配置」を「カウンセラーの確実かつ十分な配置」と修正していただきたい。	正木構成員	15	
警察庁	3	公認心理師資格が制定されたことを踏まえ、従来の臨床心理士資格のみの記載がなされている文面において、公認心理師、臨床心理士（等）に修正していただきたい。臨床心理士等という書き方で含まれているという考え方もあるが、公認心理師が国家資格であることから別途記載すべきかと思われる。施策によっては両者併記されているところもあり、支障がなければ表記を統一される方が良い。	中島構成員	15 56 225	
警察庁	4	「犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に記載する」とあるが、もう少し積極的な紹介はできないか。警察庁のホームページの「都道府県・政令指定都市における条例等の制定状況」において条例等が紹介されているが、被害者にとっては、見舞金・貸付制度は非常に重要な情報である。この制度について取り組んでいる地方自治体の一覧を別途掲示してもよいのではないか。	中島構成員	17	
警察庁	5	ワンストップ支援センターにかかる各号（第2-1-（20））の計画案文について、LGBT、男性被害者にも目配りした文章を検討していただきたい。	正木構成員	63 (168)	
警察庁	6	（前段省略）施策(21)において、医師会や学会に対しての働きかけにより、「医師の養成等」を行う旨の記載を入れていただきたい。例えば、産婦人科医会ですでに性暴力被害者への対応を推進する保健部会があり、日本トラウマティックストレス学会においても犯罪被害者の支援委員会がある。より大きな組織として医師会の存在もある。医師についても技能団体への働きかけをしていただくよう要望する。	中島構成員	67	
警察庁	7	警察における再被害防止措置の推進というところに関する意見ですけれども、今回ここに改訂の案文が入りまして、「再犯防止を図るため」という文言が入ったのは非常にいいかと、内容がはっきりしたと思うんですが、そうすると再犯防止を図るために何をやっているかという、出所後の定期的な所在確認を実施するなど、「など」というのがありますけれども、定期的な所在確認を実施することがなぜ再犯防止につながるのかというところがはっきりしないので、これはもう少しいろんなことをやっているの、そこをもう少し書いたほうがいいのではないかと思います。ちょっと書きぶりが難しいかと思うんですが、例えば面談などを行うようになっているとか、そういったことを含めて書いたほうがいいのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。	太田構成員	77	・第35回会議 御発言
警察庁	8	「出所後の定期的な所在確認の実施」だけでよいか。小児を対象にした性犯罪は再犯の恐れが高いため、もっと積極的な被害防止策が必要。子供を守るための踏み込んだ対策を明記してほしい。	伊藤構成員	77	

警察庁	9	第2-2 安全の確保の「(13) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等」について、平成31年に閣議決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について (https://www.mhlw.go.jp/content/000496812.pdf)」の児童虐待発生時の迅速・適切な対応において、「DV対応と児童虐待対応との連携強化等、① DV対応と児童虐待対応との連携強化、② 婦人相談所・一時保護所の体制強化」等、昨今の深刻な児童虐待事案を踏まえた指針が含まれている。この指針を基本計画にも反映していただきたい。 ※「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の「3 児童虐待発生時の迅速・適切な対応において(6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等」の内容を踏まえ、第2-2 (13) で担当府省庁となっている警察庁、文科省、厚労省においては、当該計画案文の訂正及び新規計画案文について検討する。また、内閣府及び法務省において新規計画案文について検討する。	中島構成員	90~96	
警察庁	10	「性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進める。」となっているが、「性犯罪証拠採取キットを整備する取組及び被害者のプライバシーを保護する方向での保管体制を整備する取組を進める」としていただきたい。	正木構成員	125	
警察庁	11	「盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行う。」となっているが、「盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定を要請するとともに、その策定状況について適切に情報提供を行う。」と修正してほしい。要請を行ったとしても、地方自治の本旨、議会の条例制定権を侵害するものではないと料する。	正木構成員	159	
警察庁	12	「就職等の生活支援をはじめ」の表現は協議会レベルの連携にはややなじまない印象を受けるため、例えば「生活再建、医療、裁判等多岐にわたる分野」としてはどうか。また、本項目の中に「多数死傷者発生事件・事故事案における地域連携の枠組み作り」も「実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて具体的な事案に応じた対応力の向上を図る」べき検討課題として加えるか、好事例の紹介等を検討されたい。	飛鳥井構成員	176	
警察庁	13	臨床心理士会が入っているので、社会福祉士会、精神保健福祉士会も入れてほしい。	伊藤構成員	176	
警察庁	14	この文面では「性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等」で広く対応できるように配慮されていると思うが、障害者を書き加え、「性犯罪被害者、障害を持つ被害者、被害児童をはじめ」としていただきたい。	中島構成員	219 (253)	
警察庁	15	小学生にも必要なのではないか。講演の後、アンケートを書いてもらうだけでなく、代表数名の生徒さんと話をする時間を作ってもらったことがあった。その時に生徒さんから先生も聞いたことのない悩みを話してもらい一緒に涙を流したことがあった。講演後、自分の話でよかったのだろうかとか悩むことが多いので、少しの時間でも直接、感想が聞けたことや生徒さん自身の話が聞けたことが、とてもよかった。講演後に、そんな時間をもてないでしょうか。	武構成員	248	
警察庁	16	「訴えかけたい対象等に応じた」の訴えかけたいとは何か。また、若年層に広報啓発するには、インターネットを利用した広報が不可欠であり、そうした文言をここにも追記してほしい。	伊藤構成員	252	
警察庁	17	警察庁主催の大会で、開催地の知事、市長が出席して挨拶をしてもらうが、その後の講演会やディスカッションは見てもらえないことが多い。ディスカッションの内容は、地域のことや条例のことも多く、知事や市長にも聞いてもらいたい内容なので残念でならない。話を聞いてもらうことで、意識も高まり、周りの人たちへの影響も大きい。出来たら、残って話を聞くことが当たり前になってほしい。小、中、高校そして大学に、もっと働きかけ、まずは先生から参加してもらえようように告知に工夫して力を入れてほしい。	武構成員	252	
警察庁	18	データ(実態)を公表するだけでなく、“悲惨な”交通事故の予防策まで周知してほしい。	伊藤構成員	269	
警察庁	19	犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況の時は、早急にその支援をしてほしい。諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を行うとあるが、以前から訴えてきたことである。いつまで調査をしていつ頃を目標に制度を作るのか知りたい。2ページ(4)エに書いてあるひき逃げや無保険車等の事故による被害者においては、本来の被害者に代わって・・・支援を行うとある。このことと比べても差が大きすぎる。私たちの会、ほとんどの人が抱えている問題。このことも、被害回復につながる大きな問題。	武構成員	11 関連	・口頭説明
警察庁	20	「また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。」とあるが、性犯罪被害によるPTSD等に対して犯罪被害給付制度の適応がなかなかされていないという実情があるのか。	中島構成員	14 関連	・口頭説明

警察庁	21	預納付金の制度がなくなったとき、私たちのような自助グループにも助成金の支援をしてほしい。(条件付きでもいいので)	武構成員	18 (235) 関連	・口頭説明
警察庁	22	第3の刑事手続への関与拡充の取組で、1で刑事に関する手続への参加の機会、現状、意見陳述とか手続参加ですね、被害者参加制度がないときには関与拡充の取組という言葉がふさわしかったらと思うんですけども、2の具体的な施策を見ますと、必ずしも関与を拡充させるためのというよりは、むしろ今、参加の機会が与えられている、それをより効率的にとか、効果的に利用するための施策の充実といった内容なのではないかと思うので、タイトルと見出しと具体的な施策がマッチしているのかどうかは検討の余地があるような気がします。	小木曾構成員		・口頭説明 ・第35回会議 御発言
警察庁	23	SNSによる誹謗中傷とか不適切な書き込みというのは、性犯罪・性暴力の被害者の方はもちろん多いわけなんですけれども、そのほかに殺人の被害者の方も、交通事故事件の被害者の方も、被害者あるいはもちろん御遺族も非常に傷つくとか、書き込まれたりすることによって悩んだり苦しんだり、二次的な被害を受けることになることが非常に多々あるんですが、その対応策とか、そういうのは基本計画の中に盛り込まれていましたでしょうか。	中曽根構成員		・口頭説明 ・第35回会議 御発言
警察庁	24	裁判官への被害者心理の教育について、最高裁判所への質問となるが、性犯罪・性暴力対策の強化の方針では、「検察官等に対し、「フリーズ」と呼ばれる症状を含め、性犯罪に直面した被害者心理や、障害のある被害者の特性や対応につき、研修を実施」とある。過去には裁判官への犯罪被害者心理の研修も行われていたと思う。裁判官は、被害者心理について学ぶことには判決を行う上で問題があるのか。「フリーズ」について、検察官や弁護士が理解している、裁判官が理解していなければ判決に反映することは難しいと思う。フリーズ等の被害者の心理は科学的に中立なものであると考えられ、裁判官の判決にバイアスを与えるようなものではないと思うが、こういった知識の習得の可能性についてご検討いただきたいと思う。	中島構成員		・口頭説明
警察庁	25	調査研究の第1歩として実態把握の調査は大事だが、実態調査にとどまらず被害回復や被害予防に関する調査も実施し、結果を分析することによって被害者支援に資する知見を提供してほしい。	伊藤構成員		・口頭説明
警察庁	26	犯罪被害者に関わる調査研究の成果を一覧できるようなウェブサイトがあってもよいのではないか。警察庁HPの犯罪被害者施策のページに、年ごとに調査研究リストを載せてほしい。	伊藤構成員		・口頭説明
警察庁	27	研修をする、教育の充実、指導するなどが書かれている。講義で学ぶことは大事であるが、私たちのような犯罪被害者の会が行っている集会も積極的に見に来てほしい。どんなことでどんな大変な思いを抱えてしまうかなど現状がわかる。	武構成員		・口頭説明

担当府省庁	府省庁別番号	質問・意見等	構成員	施策番号	備考
内閣府	1	「運営の安定化及び質の向上を図る。」の前に「財源の確保をし」という文言を入れてほしい。また、7行目の「被害者支援センター」は「ワンストップ支援センター」の誤記ではないか。もし、誤記でないのであれば ワンストップ支援センターの増設についての記述を盛り込んでほしい。さらに、アクセス障害の解消についても「増設等」の「等」に入れ込まず明記して盛り込んでいただきたい。	正木構成員	59 (165)	
内閣府	2	第2-2 安全の確保の「(13) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等」について、平成31年に閣議決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について (https://www.mhlw.go.jp/content/000496812.pdf)」の児童虐待発生時の迅速・適格な対応において、「DV対応と児童虐待対応との連携強化等、① DV対応と児童虐待対応との連携強化、② 婦人相談所・一時保護所の体制強化」等、昨今の深刻な児童虐待事案を踏まえた指針が含まれている。この指針を基本計画にも反映していただきたい。 ※「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の「3 児童虐待発生時の迅速・適格な対応において(6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等」の内容を踏まえ、第2-2 (13) で担当府省庁となっている警察庁、文科省、厚労省においては、当該計画案文の訂正及び新規計画案文について検討する。また、内閣府及び法務省において新規計画案文について検討する。	中島構成員	90~96	
内閣府	3	第2-2 「(15)再被害の防止に資する教育の実施等」の施策は、法務省における矯正施設の被収容者についてのみ書かれているが、第5次男女共同参画基本計画において「被害者支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進め、地方公共団体において民間団体と連携してプログラムを実施するためのガイドラインの策定など本格実施に向けた検討を行う。その際、加害者をプログラムに参加させるための方法について諸外国での取組例等の調査も行う。」とあることから、検討されている施策も加えていただきたい。	中島構成員	98	
内閣府	4	「ワンストップ支援センターの相談員、行政職員、医療関係者に対する研修を継続する」とあるが、民間被害者支援団体や関係機関等の職員も研修を受ける機会があるのであれば、医療関係者のあとに「等」を入れたらどうか。	中曽根構成員	104	
内閣府	5	「広報媒体を活用した啓発活動」となっているところを「広報媒体を活用した加害者にも被害者にもならないための啓発活動」と修文してほしい。	正木構成員	255	

担当府省庁	府省庁別番号	質問・意見等	構成員	施策番号	備考
総務省	1	市町村において、DV、ストーカー対応として個人情報の保護を徹底することは非常に重要と思われる。具体的に文面に盛り込むことができるかわからないが、東日本大震災において、避難者の身元確認の際に、そこまでの配慮がかなわず加害配偶者に居住地が知られてしまった事案があると聞いている。緊急時での情報開示の在り方について検討していただきたい。	中島構成員	86	

担当府省庁	府省庁別番号	質問・意見等	構成員	施策番号	備考
法務省	1	所得制限はなくしてほしい。誰も犯罪被害に遭うとは思っていない。所得が少し高いために制度が使えないことが出てきてはいけない。所得に関係なく必要な人が使える制度になってほしい。	武構成員	1	
法務省	2	「諸外国における」の前に「先進的な制度を導入している」という文言を入れてほしい。すなわち、「先進的な制度を導入している諸外国における」としていただきたい。また、最後の部分は「調査研究を行う。」となっているが、「調査研究を行い、その結果に応じて、必要な検討を行う。」と修正していただきたい。同（7）アの「警察庁」の計画案文は「調査検討を行う」だけでなく、「調査検討を行い、その結果に応じて、必要な検討を行う」となっている。	正木構成員	12	
法務省	3	第2-2 安全の確保の「(13) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等」について、平成31年に閣議決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について（ https://www.mhlw.go.jp/content/000496812.pdf ）」の児童虐待発生時の迅速・適切な対応において、「DV対応と児童虐待対応との連携強化等、① DV対応と児童虐待対応との連携強化、② 婦人相談所・一時保護所の体制強化」等、昨今の深刻な児童虐待事案を踏まえた指針が含まれている。この指針を基本計画にも反映していただきたい。 ※「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の「3 児童虐待発生時の迅速・適切な対応において（6）DV対応と児童虐待対応との連携強化等」の内容を踏まえ、第2-2（13）で担当府省庁となっている警察庁、文科省、厚労省においては、当該計画案文の訂正及び新規計画案文について検討する。また、内閣府及び法務省において新規計画案文について検討する。	中島構成員	90~96	
法務省	4	「改善指導・矯正教育等の充実に努める。」について、充実させるには指導・教育内容の効果検証が不可欠と考える。事後評価や検証を行うといったことを明記してほしい。	伊藤構成員	99 (153)	
法務省	5	「ストーカー行為等により…」となっているが、他の罪名（性犯罪・性暴力・DV）も言葉として入れてはどうか。	中曽根構成員	101	
法務省	6	検察官、検察事務官においても二次的被害の防止は勿論のこと重要な課題であるため、文末に「…職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修の充実を図り、職員の対応の向上と二次的被害の防止に努める。」と明示することを検討されたい。	飛鳥井構成員	110 (228)	
法務省	7	突然に事件の被害者になるので、大人の事件と少年事件との違いも分からないので、丁寧な説明が必要だということを知ってほしい。	武構成員	134	
法務省	8	（番号「法務省14」と同じで、）大人の事件の扱いを想像してしまうので、違いの丁寧な説明が必要。	武構成員	135	
法務省	9	仮釈放等審理にあたって被害者等から申出をしないと意見等が述べられないという点を改善できないか。実際には、申出が必要なことを知らない被害者等も多い。被害者等への周知を徹底するといった文言がほしい。この案文に、「被害者側の当然の権利を尊重する」というニュアンスが必要だと思う。	伊藤構成員	156	
法務省	10	保護観察官一人でたくさんの保護司を取りまとめているために負担が大きいと思うので、取りまとめる保護観察官を増やしてほしい。被害者担当保護司はもちろんのことだが、加害者を担当している数多い保護司にも被害者に関する研修をして、そのことを指導に生かしてほしい。再犯防止にもつながる。	武構成員	189 190	
法務省	11	子どもの被害者支援に記載されていることは大変重要だと思う。ここに障害者も含めていただきたい。	中島構成員	193	
法務省	12	高齢者の被害者支援に記載されていることは大変重要だと思う。ここに障害者も含めていただきたい。	中島構成員	194	
法務省	13	新たに論点整理をして検討するというふうに報告があったにもかかわらず、国費による犯罪被害者支援弁護士制度についての言及が計画案文にないと思うのですが、その点については、検討組織を立ち上げて論点整理をするというふうに進んでいるのですが、計画案文に何らかの形で盛り込んでいただけないか。	正木構成員	201	・第35回会議 御発言
法務省	14	国費による犯罪被害者支援弁護士制度について、第34回基本計画策定・推進専門委員等会議で、「当会議の議論や様々なところからの意見・議論を踏まえて、改めて検討した結果、法務省において検討会を立ち上げ論点整理等を行う」という趣旨の報告があり、すでに検討会を立ち上げて検討を開始している。従って、計画案に盛り込むべきである。具体的な意見は、計画案文の提示を見てから申しあげる。	正木構成員	201	

法務省	15	心情伝達の導入を盛り込んでほしい。この部分で難しければ、どこかで盛り込んでほしい。被害者は、矯正施設における心情伝達制度を強く望んでいる。	正木構成員		
法務省	16	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の確保、紹介を早急に充実させてほしい。大都市、地方では、弁護士の数も違う。少年犯罪は、集団暴行が多くて地方であれば、少年犯罪に詳しい弁護士は、早くから加害者側についてしまう。被害者が弁護士を探すのに苦労している。弁護士もボランティアではできないので、収入につながるようにならなければ若い弁護士も被害者支援に関われない。将来につながらない。事件直後に早くから信頼できる弁護士に支援をしてもらえることは、被害回復に大きな影響が出る。	武構成員	2 関連	・口頭説明
法務省	17	犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況の時は、早急にその支援をしてほしい。諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を行うとあるが、以前から訴えてきたことである。いつまで調査をしていつ頃を目標に制度を作るのか知りたい。2ページ(4)エに書いてあるひき逃げや無保険車等の事故による被害者においては、本来の被害者に代わって・・・支援を行うとある。このことと比べても差が大きすぎる。私たちの会、ほとんどの人が抱えている問題。このことも、被害回復につながる大きな問題。	武構成員	12 関連	・口頭説明
法務省	18	現在、医療観察制度における対象者の処遇段階における情報提供について、(中略)具体的にどういった内容を情報提供しているのかというのがもし分かれば、次回、情報提供していただければと思います。	太田構成員	73 関連	・口頭説明 ・第35回会議 御発言
法務省	19	「特設の人権相談所」とはどのような形態で、頻度としてはどのくらい開設されているのか。	中曽根構成員	194 関連	・口頭説明

担当府省庁	府省庁別番号	質問・意見等	構成員	施策番号	備考
文部科学省	1	<p>第2-2安全の確保の「(13) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等」について、平成31年に閣議決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について (https://www.mhlw.go.jp/content/000496815.pdf)」の児童虐待発生時の迅速・適格な対応において、「DV対応と児童虐待対応との連携強化等、① DV対応と児童虐待対応との連携強化、② 婦人相談所・一時保護所の体制強化」等、昨今の深刻な児童虐待事案を踏まえた指針が含まれている。この指針を基本計画にも反映していただきたい。</p> <p>※「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の「3 児童虐待発生時の迅速・適格な対応において(6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等」の内容を踏まえ、第2-2(13)で担当府省庁となっている警察庁、文科省、厚労省においては、当該計画案文の訂正及び新規計画案文について検討する。また、内閣府及び法務省において新規計画案文について検討する。</p>	中島構成員	90~96	
文部科学省	2	被害者の兄弟も対象になるのか聞きたい。兄弟もいろいろな思いを抱えてしまう。	武構成員	203	
文部科学省	3	被害者の兄弟は含まれているのか聞きたい。精神的にショックが大きすぎて動けなくなる。事件で誹謗中傷されたりすることもある。	武構成員	206	
文部科学省	4	児童が犯罪被害者となった場合、すでに被害者親子と関わっている学校外の支援者と学校関係者との連携がなかなか円滑に進まないことから、支援の現場でもどかしい思いをすることがしばしばある。その問題の解決を少しでも図るために、「…教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会、犯罪被害者等早期援助団体等の関係機関と連携・協力を充実・強化し…」とし、地域の民間援助団体も連携協力先として明示していただくことを強くお願いしたい。	飛鳥井構成員	205	
文部科学省	5	犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進とあるが、不登校に限定せず、学習困難や通学困難など広く学習上の問題を含む書き方にしていきたい。	中島構成員	206	
文部科学省	6	「被害にあった場合の対応について」となっているところを「被害にあったことを認識し、かつその対応について」と修正してほしい。まず、子どもが被害にあったことを認識することが重要である。	正木構成員	245	
文部科学省	7	<p>国民の理解の増進と配慮・協力の確保の取組のところで、文部科学省のほうで(3)に子供たちに対する学習の充実が書かれていると思うんですが、本日、性犯罪・性暴力対策の強化の方針に当たって、かなり踏み込んだ文部科学省の方針が出されたと思います。</p> <p>それは非常に評価しているところで、なぜかという、今までこの項目、実際に子供たちに犯罪被害防止教育、対応策教育という項目がずっと盛り込まれない状況にあったといういきさつがありまして、ぜひ今回の性暴力対策強化の方針で出た内容をここにしっかり案文として盛り込んでいただきたいと思っておりますので、文科省にはよろしく御検討いただきたいと思っております。</p>	中島構成員	246	・第35回会議 御発言
文部科学省	8	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に示された「子供を性暴力の当事者にしないための生命の安全教育の推進—性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが必要」で書かれている具体的な項目(中学校・高校でいわゆる「デートDV」、性被害に遭った場合の相談先高校・大学レイプドラッグ、酩酊状態に乗じた性的行為、セクハラ等の問題、被害に遭った場合の対応、相談窓口の周知等)を反映した施策を明記していただきたい。	中島構成員	246	
文部科学省	9	精神的・身体的被害の防止のために教育も重要であり、その認識は会議でも一致していたと思料するが、この点について盛り込まれていないので、盛り込んでほしい。例えば、1(15)と(16)の間に入れるのはどうか。内容としては、性犯罪、性暴力強化の方針にある教育に取り組むというふうなものかどうか。文部科学省において、第5の1(1)や第5の1(5)のような計画案文を検討できないか。	正木構成員	246	

担当府省庁	府省庁別番号	質問・意見等	構成員	施策番号	備考
厚生労働省	1	性暴力被害者に対する婦人保護施設の利用の促進について明記していただきたい。	中島構成員	28	
厚生労働省	2	ここで取り上げられている定着支援とはどのようなことを指しているのか。計画案文にもう少しわかりやすい記載が必要ではないか。	中島構成員	31	
厚生労働省	3	「リーフレットや厚生労働省ホームページ等により、」の後に「さらには、直接、経済団体や労働団体に働きかけることにより、」を付け加えていただきたい。休暇制度の認知がなかなかなされない現状を鑑みると、積極的に、直接、経済団体や労働団体に働きかけをしなければ、休暇制度を十分認知させることは難しいと料する。	正木構成員	37	
厚生労働省	4	「アンケートによる実態把握を行う」とあるが、対象と内容についても記す必要はないか。アンケートだけでは漠然としているので、もっと具体的に、例えば、「地方公共団体や事業主等に対する犯罪被害に関わる休暇制度の有無、必要性等について」等と追記してほしい。	伊藤構成員	37	
厚生労働省	5	この施策については、第1次計画から継続されているにもかかわらず、なかなか推進されていない施策であるが、被害者のニーズは決して低くない。次期計画において、より有効性のある内容に進めることはできないのか。「リーフレットや厚生労働省ホームページ等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知・啓発を図る。」とあるが、被害者がどういう状況で必要としているか、また、どのような形での実践が望ましいかなど被害者を対象とした調査を実施し、具体的な実施方法や好事例の紹介等、一歩進めていただきたい。	中島構成員	37	
厚生労働省	6	この研修が推進されることは大変重要であると認識しているが、現在はこの施策の中に「犯罪・性犯罪被害者への適切な対策を行うために必要な専門的知識と治療対応についての内容を充実させ、犯罪被害者等の精神的被害や犯罪被害者等施策等の知識の普及・啓発を推進する」が含まれているため、「PTSD対策専門研修以外で犯罪被害者に対する理解を求める研修を実施することが難しくなっているように思われる。また、「PTSD対策専門研修」の中で実施することで、予算枠を大きくしない限りは、予算内で分け合う形になり、実践的なPTSDの治療者の育成を充実することも、犯罪被害者の心理や施策に精通した医療者の育成も中途半端になる懸念がある。 以前は基本計画の中に「犯罪被害者に係わる司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成」という施策が別に建てられており、それを受けて国立精神・神経医療研究センターでは、3日間の犯罪被害者メンタルケア研修が実施されていた。この施策が削られていることに対して復活させるべきという要望もあった。第5次男女共同参画基本計画では「医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める」とあり、また、本年6月に打ち出された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の中には「検察官等に対し、「フリーズ」と呼ばれる症状を含め、性犯罪に直面した被害者心理や、障害のある被害者の特性や対応につき、研修を実施」とある。検察官だけでなく、現場の医師がこのような被害者心理に精通していなければならないことも示されている。 PTSDのみならず犯罪被害者心理、犯罪被害者施策について理解ある医療者の育成は急務な課題と言える。しかし、「(21) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成等」には、社会福祉士、精神保健福祉士及び看護師、臨床心理士、公認心理師は含まれていても、医師が含まれていない。これらのことを踏まえて次のように施策を進めることを提案する。 ○「PTSD対策専門研修」の内容の充実等 「犯罪被害者に係わる司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者および、PTSD等犯罪被害者に多く見られる精神疾患専門的治療技術を備えた医療関係者の在り方及びその養成」とし、この中に医師、臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士、看護師等医療関係者を含まれていただきたい。施策の内容として、「PTSD対策専門研修」の充実等によって対応するというように書くことによって、新たな研修事業の発展への余地が含まれると考えられる。	中島構成員	38	
厚生労働省	7	「家庭内暴力等」という言葉は、子どもからの親に対する暴力を意味して使われることが多いため、「児童虐待等」とした方が良いと思われる。	飛鳥井構成員	47	

厚生労働省	8	「被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施」の最初の文章の後半が、既に平成23年度に実施されている内容であるのに、「適切な援助体制を確保する」という今後の施策の一例であるかのような（～するなど）記載となっていて、ややわかりにくい。	太田構成員	48	
厚生労働省	9	第5次男女共同参画基本計画の「医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受入れに係る啓発・研修を強化し、急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医をはじめとする医療関係者に対する啓発・研修を強化する。」を反映した施策を含めていただきたい。現在の文面ではあまり明確化されていないように思う。	中島構成員	61,62 (167,168)	
厚生労働省	10	非常に重要な施策であるが、実際にどのような形で行う予定なのか。具体的な実施についても記載できる分は記載していただきたい。	中島構成員	69	
厚生労働省	11	この計画案文は、DV被害者等について非常に重要な施策であると思うが、実際には、現場の医師にはあまり理解が得られておらず、夫の問い合わせに対応してしまったような案件も聞いている。受情報等の適正な取扱いについて、医療者・医療機関への周知の徹底とその具体的な方法についても文面に入れていただきたい。	中島構成員	70	
厚生労働省	12	第2-2安全の確保の「(13) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等」について、平成31年に閣議決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について（ https://www.mhlw.go.jp/content/000496816.pdf ）」の児童虐待発生時の迅速・適格な対応において、「DV対応と児童虐待対応との連携強化等、① DV対応と児童虐待対応との連携強化、② 婦人相談所・一時保護所の体制強化」等、昨今の深刻な児童虐待事案を踏まえた指針が含まれている。この指針を基本計画にも反映していただきたい。 ※「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の「3 児童虐待発生時の迅速・適格な対応において（6）DV対応と児童虐待対応との連携強化等」の内容を踏まえ、第2-2（13）で担当府省庁となっている警察庁、文科省、厚労省においては、当該計画案文の訂正及び新規計画案文について検討する。また、内閣府及び法務省において新規計画案文について検討する。	中島構成員	90~96	
厚生労働省	13	第3次犯罪被害者等基本計画では、「セミナー」もはっていたと思うが、「セミナー」を削った意味はどのようなことからののか。実際にセミナーを開催しても効果がないと判断されたからののか。	中曽根構成員	37 関連	・口頭説明
厚生労働省	14	「PTSD対策専門研修」の内容の充実ということですが、これは要望として、会場を設定して参加者を集めるというのはなかなか難しく、特に医療関係者は忙しいので、参加してもらうことは大変だと思うので、研修方式としてはオンラインとかeラーニング、そういうものを活用した形の研修会をまた御検討いただければと思います。	飛鳥井構成員	38 関連	・口頭説明 ・第35回会議 御発言
厚生労働省	15	従来のように会場に参加者を集めての研修だけでなく、関連する専門学会との協力も図りながら、ウェブ利用によるリモート研修やeラーニング等を積極的に活用することで、さらに効率的に広く普及できるように検討されたい。	飛鳥井構成員	38 関連	・口頭説明
厚生労働省	16	家族内で性被害を受けている被害者は、速やかに家を離れる必要があるが、児童相談所が対応できるのは18歳未満であり、高校生の場合18歳になると、児童相談所では受け入れてもらえず、卒業まで家を出ることが出来ない場合がある。児童相談所の一時保護の対象年齢を、19歳未満もしくは高校卒業時まで拡大できるような措置が取れないか、検討いただきたい。	伊藤構成員		・口頭説明

担当府省庁	府省庁別番号	質問・意見等	構成員	施策番号	備考
国土交通省	1	居住支援協議会及び居住支援法人という組織が、あまり一般的には知られていないように思うので、マッチング・入居支援の取組等を支援することはもちろんだが、その前に、広報・周知されることが必要ではないか。計画案分の中に広報・周知などの言葉も入れてはどうか。	中曽根構成員	23	